

岩手県立杜陵高等学校 奥州校定時制

危機管理マニュアル

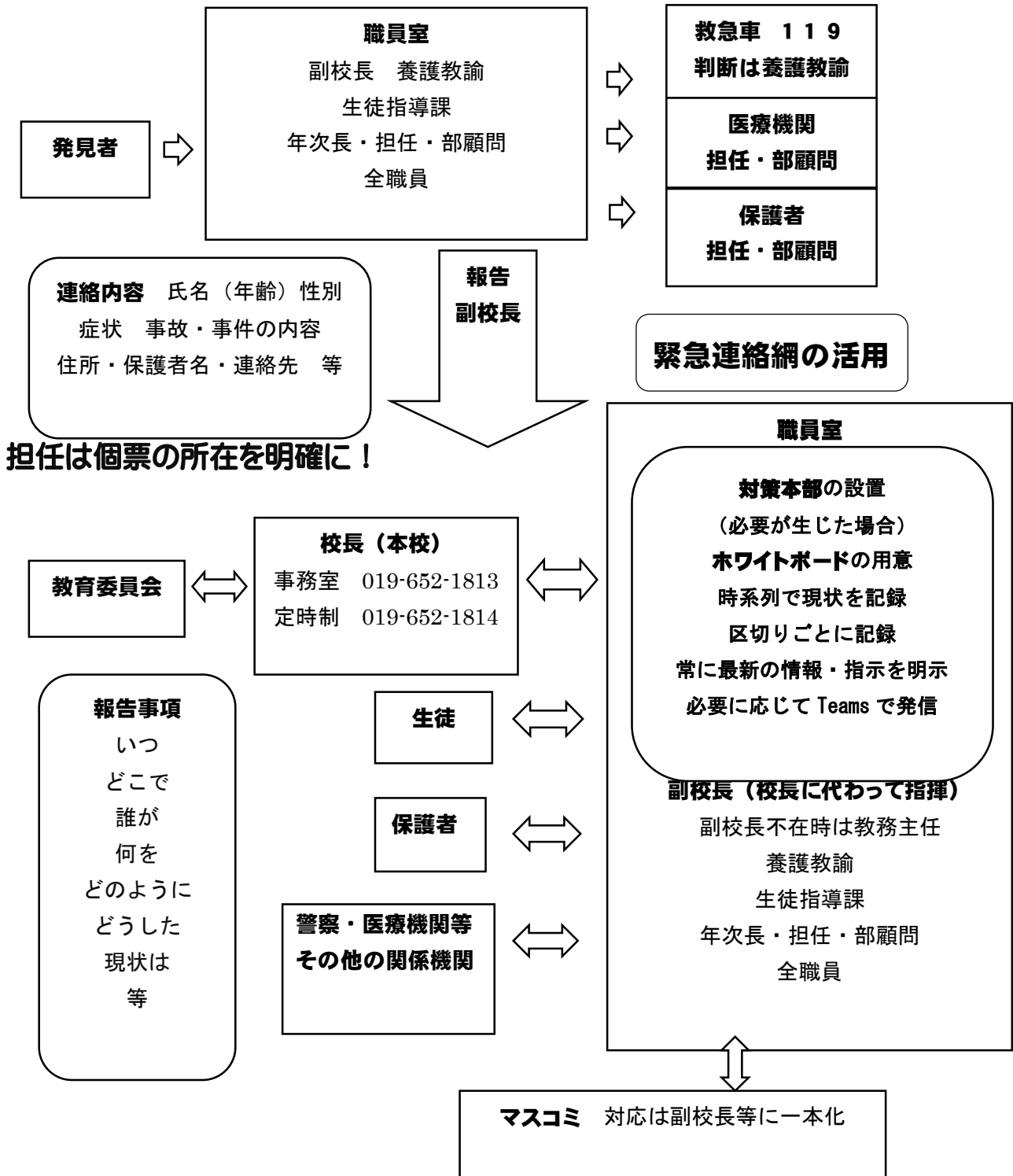
令和 8 年 4 月 ~

目 次

1	緊急体制.....	p.2
2	緊急連絡先と医療体制.....	p.3
3	危機発生時の緊急対応.....	p.4
4	地震災害.....	p.5
5	台風・水害等の災害.....	p.6
6	学校施設に起因する事故.....	p.7
7	不審者により引き起こされる事故.....	p.8
8	緊急時の対応(例).....	p.9
9	感染症(新型インフルエンザ等)の対応.....	p.10
10	熱中症について.....	p.11
11	全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報受信時の対応.....	p.12
12	落雷事故の防止について.....	p.12
13	部活動における安全対策マニュアル.....	p.13
14	通学路又は学校周辺にクマ等害獣が出没した場合の対応について.....	p.14
15	生徒引率における緊急時対応について.....	p.15

1 緊急体制

緊急体制の流れ



2 緊急連絡先と医療体制 (太枠は原則管理職から連絡)

連 絡 先	電 話 番 号
杜陵高等学校(本校 事務室)	019 - 652 - 1813
杜陵高等学校奥州校通信制(水沢商業校舎内)	0197 - 25 - 2983
学校教育室高校教育担当(災害等一般的なもの)	019-629-6140, 019-629-6141
学校教育室生徒指導担当(生徒事件事故非行等)	019-629-6145, 019-629-6146
教職員課県立学校人事担当(教員関係)	019-629-6129, 019-629-6130
保健体育課学校健康安全担当(伝染病等保健室関係)	019-629-6188, 019-629-6190
警 察	110
消 防	119
奥州警察署	0197 - 25 - 0110
水沢消防署	0197 - 24 - 7211
県立胆沢病院	0197 - 24 - 4121
総合水沢病院	0197 - 25 - 3833
奥州金ヶ崎休日診療所(休日の場合)	0197 - 25 - 3935
岩手県高度救命救急センター	019 - 651 - 5111
産業医 阿部弘一(あべ菜園内科クリニック)	019 - 623 - 7000
学校医 梶川恒雄(かじかわクリニック)	0197 - 47 - 4733
一関児童相談所	0191 - 21 - 0560
奥州市こども家庭課(直通)	0197 - 34 - 1585
奥州保健所(並び順は、消防署の次辺りでは?)	0197 - 22 - 2861
水沢ガス	0197 - 24 - 4151
東北電気安全保安協会 奥州事業所	0197 - 56 - 2107
北上ビルメン(警備会社)	0197 - 71 - 2110
水沢待機所	0197 - 23 - 6143

【救急車要請基準】

- 養護教諭の判断と副校長の指示に従う。
 - 判断できないときは迷わずに電話する。
- (副校長・養護教諭が不在の場合は現場の職員がすみやかに対処する)

例 意識喪失の状態が続く・けいれんが一分以上続いた・著しい出血・広範囲のやけど等

救急車の呼び方

- 救急です。
- 住所は、奥州市水沢西町3 - 20
- 杜陵高校奥州校定時制です。
- 事故者人数は○名、状態は▲▲▲です。
- 氏名は○○、性別は○、年齢は○、連絡先は○○。
- 通報者の氏名
- 電話は、0197 - 22 - 8611です。
- ※ 救急車到着までの観察事項と処置事項を記録しておく。(計時も心がけること)
- ※ 呼吸がないときは心肺蘇生法(AEDを適宜使用)を行う。

比較的軽傷の場合(P7)

北都交通タクシー
24 - 3111

※ 病院引率の場合は原則としてタクシーを利用すること。

3 危機発生時の緊急対応

1 管理職のリーダーシップ

- 緊急対応の宣言
- 職員の役割分担
- 副校長 (or 管理職) の所在の明確化

2 正確な情報収集

- 生徒・職員の状況と所在の把握
- 正確な聴取 (複数対応・相手の録音等に注意)
- 情報の整理 (項目・時系列) と記録
- 情報の共有化

3 組織的な対応

- 対策本部の設置。決定事項の速やかな伝達
- 職員個人の判断による対応の回避

(やむを得ない状況で対応した場合は、状況が落ち着き次第対策本部に報告)

4 関係機関との連携

- 教育委員会 関係市町村役場
- 警察・医療機関・スクールソーシャルワーカー・奥州市役所・児童相談所 等
- 保護者

【他の生徒及び保護者に与える影響が大きい場合】

【生徒・保護者の不安感や学校に対する不信感が高まる恐れがある場合】

Teams・HPで必要な情報を配信 ・SNSによる噂の流布等による混乱の回避
緊急保護者会 (開催は校長が判断) ・正確な事実と対応の概要を説明

- 地域社会

5 通信手段の確保

- Teams・HPの利用 緊急連絡網の活用 (安否確認の訓練実施)
- 非常用通信手段の確保→携帯電話 (生徒・保護者)
- 非常用携帯電話 (副校長) の利用 080 - 6122 - 8611

6 報道機関への対応

- 校長が判断、教育委員会からの助言を得ながら対応
- 対応窓口の一本化 (副校長 * 不在時は教務主任等担当者を一人に絞る)
- マスコミによる取材要請への対応
 - ・ 取材意図、社名、記者名、連絡先の確認
 - ・ 想定問答の作成
 - ・ 曖昧な返答や推測の排除。把握していないことは、その旨を明確に伝える
 - ・ 人権やプライバシーへの配慮
- 報道機関への依頼
 - ・ 校舎に入ることの是非、取材場所・時間、生徒・教職員への取材の可否、等

- ・ 職員室に災害対策本部を設置 (副校長の脇にホワイトボードを配置する。)
- ・ 情報・指示を端的に記入
- ・ 新しい情報・指示は入り次第加筆
訂正事項は取り消し線 (消さずに残す)
- ・ 区切りごとに記録 (記録は全職員が読めるように保存)
- ・ 記録後、ホワイトボード記入事項の整理
必要のなくなった情報は消す。
- ・ 緊急対応終了まで継続
- ・ Teams で必要事項を発信
- ・ 常に最新の情報・指示を明示

4 地震災害

生命・安全確保を最優先

(1) 安全確保

【授業担当教諭】 安全の確保の指示。(落下物・ガラス等の危険物から離れる・頭を守る)扉・窓を開け、避難路を確保。揺れが落ち着いたら避難の指示・安全な場所まで誘導する。

(2) 火気器の始末

火気器を使用中の場合は直ちに教職員が消火し、ガスの元栓を閉める。

(3) 情報収集

【授業担当教諭】

- ・ 生徒の負傷の有無(程度)の確認。

【授業のない教職員】

- ・ 副校長の指示で手分けをして校内を巡回し、生徒の所在や状態、現場の状況、避難路の安全(校舎内外の被害状況、倒壊・落下の可能性等)を職員室に伝達する。
- ・ 管理職の指示に従って迅速に対応する。(避難の誘導・負傷生徒の応急処置等)

【管理職】

- ・ 状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法等を決定・指示する。
- ・ テレビやラジオ等で地域全体の被害状況等を把握、生徒の帰宅判断や手段の確認等をする。
- ・ 必要な場合は「学校防災本部」を設置する。

(4) 避難の指示及び誘導

- ・ 管理職は、揺れが収まり避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、生徒及び教職員に避難の指示を行う。

(5) 避難場所での対応

担任等教職員は、人員確認・負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。
(確実に確認するため可能な限り名簿を使用する)

(6) 教育委員会への報告

(7) その他

管理職は、以下の対応を経て、授業の継続や中止等を判断する。

- ・ 施設設備の点検を行い、安全を確認する。
- ・ 地域の被害状況などを正確に把握する。(通学路の安全、交通機関等の運行状況の確認)
- ・ 生徒を下校させる場合は、保護者と連絡が取れるまで学校に待機させるなど、状況に応じた対策をとる。

5 台風・水害等の災害

「大雨」「洪水」「大雪」「暴風」「暴風雪」の(特別)警報等が発表・発令された際の対応

登校前

(1) 生徒の対応

各自で居住地域、奥州市、通学手段(電車・バス)の状況について情報収集に努め、登校の可否を判断する。登校できない場合は学校に連絡する。公共交通機関の運休等により登校が困難な場合は公認欠席・公認遅刻とする。

(2) 学校の対応(前日・当日朝まで)

- ・ 天候の状況を把握する。
- ・ 「登校は危険」と判断した場合は、「職員打合せ」を行い、必要事項を検討する。
- ・ 校長に報告し指示を仰ぐ。
- ・ 「臨時休校」「登校可能な生徒は登校」等、決定事項を Teams・電話等で生徒へ連絡する。

登校後

- (1) 天候の状況を把握する。
- (2) 「生徒の下校が必要」と判断した場合は、「職員打合せ」を行い、必要事項を検討する。
- (3) 校長に報告し指示を仰ぐ。
- (4) 生徒に下校を指示する。
 - ・ 生徒に状況を説明し、下校を指示する。
 - ・ 自宅に到着後速やかに学校(担任)に連絡するよう指示する。
 - ・ 保護者に電話連絡するとともに、交通手段のない生徒については、送迎の有無を確認する。
- (5) 生徒全員が下校したことを確認後、校長に報告する。

その他

- (1) 対応について県教育委員会保健体育課学校健康安全担当に報告する。(校長)
- (2) 地域のハザードマップについて、LHR等の機会を利用し生徒に周知する。

6 学校施設に起因する事故

【事例】 休み時間中に、生徒同士が普通教室でふざけ合っていたとき、壁の一部がはげて落下し、男子生徒1名が頭を負傷した。

- 1 負傷生徒の救護を最優先に行う。
- 2 事故現場付近の立ち入りを禁止するなどの安全措置をとる。

緊急対応

(1) 負傷者の確認及び救護

養護教諭(不在の場合はその場に居合わせた職員)が生徒の負傷の状況を確認し、応急処置を行うとともに管理職に報告。重傷の生徒がいる場合には、救急車の要請を行うとともに保護者に連絡する。

(2) 救急車への同乗

救急車による病院への搬送の際には、教職員が付き添い、事故の状況説明をする。

救急車の要請を行わない場合は、保護者に連絡のうえタクシーで病院へ引率する。

(3) 保護者への連絡(年次長等学校に残る職員)

状況を説明し、病院に搬送された場合は、病院名や付き添っている教職員の氏名等を伝える。

(4) 事故現場の保存・立ち入り禁止

HR・放送・インフォメーション等で全校生徒に危険を伝える。

ロープ等で現場を囲い、立ち入り禁止場所であることを示す。

(5) 情報収集

一緒にいた生徒及び周りで見っていた生徒一人一人から、複数の職員で情報を収集。

収集した情報は管理職に迅速に伝える。

(6) 関係機関等への連絡

警察・・・傷害事件・大きな事故と判断した場合、管理職より警察に連絡

教育委員会・・・教育委員会に事故の一報を入れ、助言を得る。副校長より連絡

ア 負傷の状況については・・・保健体育課学校健康安全担当

イ いじめ案件であれば・・・学校教育室生徒指導担当

ウ 壁の破損については・・・教育企画室施設整備担当(←緊急連絡先に含めなくて良いか)

(7) 心のケア

必要があれば、負傷した生徒や関係した生徒、周囲にいた生徒に対し、スクールカウンセラーによる心のケアを早急に実施。その後も継続的な心のケアを行う。

(8) 保護者への対応

負傷の程度等、事故の状況により必要と判断した場合には、保護者会を開き、事故原因や対応の経過、今後の再発防止に向けての学校の取り組み等を説明する。

(9) マスコミへの対応

問い合わせがあった場合は、当該生徒・家族・在校生・教職員には取材を行わないよう管理職・県教委を通じてマスコミに要請する。状況等の説明は管理職が県教委の協力のもとで行う。

7 不審者により引き起こされる事故

【事例】 何かを隠し持っていると思われる不審者が、校内をうろうろしていた。

声をかけて、反応を観察する。(複数で対応)

生徒の安全を第一に考える。

相手を興奮させないように、冷静に対応する。

緊急対応

(1) 生徒の保護

ア 教職員が複数で急行し、不審者に対して「どのようなご用事ですか」と声をかける。

退出した場合も、再度の侵入を防ぐため出入口に職員が立つ。

言いたいことがあり会話が成立するようであれば会議室等に誘導する。(複数対応)

不審者に対応していない職員が警察に連絡する。

→ 危険を感じた場合はすぐに110番通報。火災報知器を鳴らし外部に異変を伝える。

→ 校内で暴れた場合は不審者に近づかぬよう外部に生徒を逃がす。

イ 教職員が不審者の行動を制限し、生徒から遠ざける。(複数対応)

「お帰り下さい。警察に連絡しました」等声をかけながら、出口の方に誘導する。

* 加害の危険が認められる場合は、刺股・モップ・椅子等身を守るものを使用、前面に立つ職員は交代しながら、不審者の行動を制御する。

* 協力しようとする生徒の保護(伝達等役割を与え現場から遠ざける)。

ウ 他の教職員は、生徒に注意を呼びかけ、安全を確保する(状況によっては避難させる)。

エ 不審者が刃物等の危険物を所持している場合は、集団で生徒の安全を守る。ガンリン等発火物や飛び道具を所持している場合は迅速に全員で避難する。

オ 外部に移動した職員は、大声で周囲に助けを求める。

(2) 直後の対応

ア 不審者の逮捕後、生徒・職員の負傷の状況を確認し、負傷者には応急処置をする。必要に応じて救急車等で病院へ搬送する(保護者へ連絡)。

イ 接触した職員・生徒等から、聞き取り調査を行い、状況を正確に把握し記録する。

ウ 警察の事情聴取に協力する。

(3) 関係機関等への連絡

管理職が教育委員会に報告、助言を得る。

(4) 心のケア

必要な生徒にはスクールカウンセラーによる心のケアを実施する。専門家の意見も参考にしながら全校生徒を対象に継続的な心のケアを行う。場合によっては県に応援を要請する。

(5) 保護者への対応

必要に応じて保護者会を開き、概要と経過を説明する。

(6) マスコミへの対応

問い合わせがあった場合は、在校生・家族・教職員に取材を行わないよう管理職・県教委を通じてマスコミに要請する。状況等の説明は管理職が県教委の協力のもと行う。

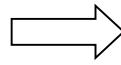
8 緊急時の対応(例)

【例】 体育館において、体育の授業中に生徒が倒れ、心肺停止状態。救命処置を行いながら、救急車で病院へ搬送したが死亡が確認された。		
項目	確認・対応内容	職員の役割
確認事項	<p>1 事故状況確認 いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どうした、現状は、対処(AED等)はどのように行ったか、などを副校長に報告</p> <p>2 救急車要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故現場から誰が報告し事故から何分経過したか。 ○ 誰が電話したか。 ○ 救急車が来るまで何をしたか。 ○ 救急車に誰が付き添ったか。 ○ 病院での治療の様子はどうだったのか。 <p>3 事故者の日常の健康状態と指導状況 (健康診断票、家庭からの連絡、普段の授業中の様子、当日の様子・・・睡眠、朝食、顔色、前日の生活等を担任が整理し記録する)</p> <p>4 保護者への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いつ、誰が、(家族の)誰にしたか。 ○ 病院の指定はあったのか。 	<p>授業者：当該生徒への対応。119番要請。報告。 職員室への連絡(授業の生徒等を使って、迅速に連絡。AEDの準備)</p> <p>心肺蘇生法AEDにて救命 職員室の職員： 119番要請 授業者の応援 居合わせた生徒を空き教室へ誘導し事情聴取する HR 担任・養護教諭： 職員室にホワイトボードを用意し事実を記録する <u>区切れごとに文書化</u>(生徒指導課)</p> <p>副校長(校長へ報告、指示を受け)、年次ごとに生徒への対応の指示</p>
当面の対応	<p>1 県教育委員会への報告</p> <p>2 保護者への状況説明</p> <p>3 全校生徒への状況説明</p> <p>4 保護者会の計画</p> <p>5 マスコミへの対応</p> <p>6 警察の事情聴取への協力</p>	<p>校長 校長・副校長・担任・年次長 副校長 校長・副校長・総務 校長・副校長 校長・副校長・授業者</p>
事後の対応	<p>1 県教育委員会からの指示</p> <p>2 日本スポーツ振興センター・岩手県学校安全互助会への申請</p> <p>3 全保護者への説明と連携(保護者会運営)</p> <p>4 生徒一人一人の健康チェックと留意事項確認</p> <p>5 他外部への対応</p>	<p>校長・副校長 保健厚生 校長・副校長・総務 各 HR 担任 校長・副校長</p>

9 感染症(新型インフルエンザ等)の対応

【国内発生早期：県内未発生期～】

- ◆ 児童生徒(感染疑い者を含む)が発生した場合
- ◆ 出席停止・臨時休業の措置を実施した場合



- ◆ 学校医へ報告・相談
- ◆ 所管する保健所へ報告
- ◆ 県教委へ報告
(保健体育課学校健康安全担当)

(参考)

【臨時休業等の判断の目安】

1 休校 校長へ報告の上、副校長・教務主任・養護教諭・生徒指導主事・年次長が協議。
副校長が協議結果を校長に報告し、決裁を得る。

2 臨時休業措置の判断上の観点

- ① 発生人数や発生状況
- ② 接触者の人数や状況
- ③ 地域での発生状況
- ④ 基礎疾患(慢性呼吸器疾患、慢性心疾患等)の有無及び該当児童生徒の健康状態

【臨時休業中の生徒指導】

感染から身を守るために休業中は不要不急の外出を控える、通常の休みと同じ行動は厳に慎み(友達の家へ遊びに行かない、繁華街等の人の多い場所へは出かける等)等、一人ひとりが正しい行動をするよう指導する。

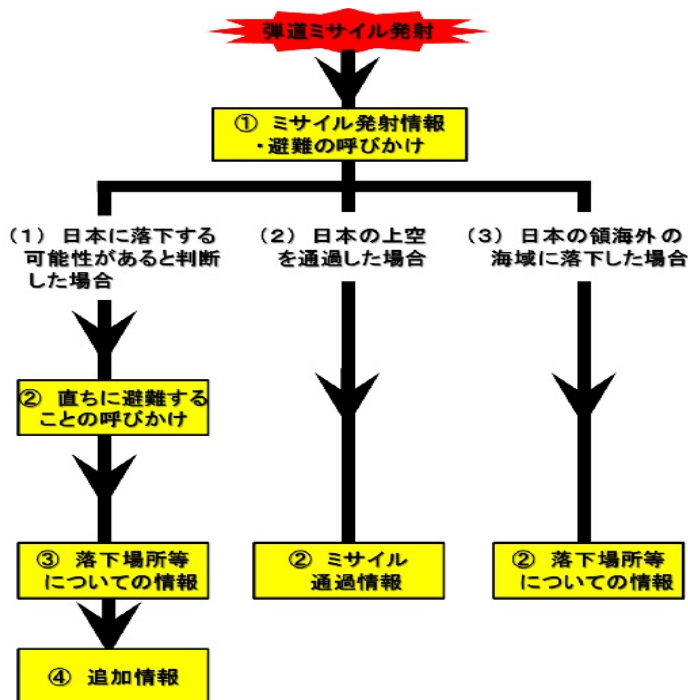
また、生徒に対し、臨時休業等を実施する目的と感染症の正しい知識、感染した場合における正しい行動を十分に理解させる。

10 熱中症について

- (1) 教職員への啓発：生徒等の熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るため研修等を実施する。
- (2) 生徒自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動が出来るように指導する。
- (3) 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気づかえる環境を醸成する。
- (4) 暑さに応じた運動や各種行事の指針を設定する。
- (5) 暑さ情報(気温・湿度計、天気予報、開催地の暑さ指数(WBGT)、熱中症警戒アラート情報等)を誰もが見やすい場所(保健室前、職員室内灯)に設置し、暑さ情報を含め学校全体で共有する。
- (6) 設定した指針に基づき、運動や各種行事の内容変更や中止・延期を日々、誰が、どのタイミングで判断し、判断をどう伝達するか、体制を整備する。
- (7) 熱中症警戒アラートの意味及び熱中症警戒アラート発表時の対応を保護者とも共有する。

11 全国瞬時警報システム(Jアラート)による 情報受信時の対応

弾道ミサイルは発射からきわめて短時間で着弾するので、全国瞬時警報システムのメッセージが流れたら安全確保(生徒を窓から離れた場所へ誘導等)と並行して情報収集につとめること。



※ いずれの場合も落下場所が国内の場合は、自宅など建物の中で待機させる。その後は国の指示に従って行動する。

登校前に Jアラートによる情報伝達があった場合

- 落下場所等が確認でき、国内ではなかった場合は登校する。

登校中に Jアラートによる情報伝達があった場合

- 現在地で一番近くの建物に避難する。(事前に指示)
- その後、落下場所等が確認でき、国内ではなかった場合は登校する。

生徒が校舎内にいるときに Jアラートによる情報伝達があった場合

- ① 情報を得た職員が放送で指示
- ② 授業者は生徒を廊下に誘導し3列に整列させ点呼
- ③ しゃがんで頭部を守るように指示(かばん・上着などで)

- ④ 担任(年次団)を中心にその場にはいない生徒の所在を確認
空き時間等で外に出かけている生徒は近くの建物に避難(身分証明書を携行・提示)
- ⑤ 職員室の職員は情報を収集し内容を伝達
- ⑥ 落下場所等が確認でき、国内ではなかった場合通常授業

本校に影響がある地点に着弾した場合

生徒・職員の安全を第一に考え行動

《行動例》

- ・ 必要を感じた場合は迷わずに110番119番通報
- ・ 生徒・職員の負傷の状況を確認し、負傷者には応急処置。救急車等で病院へ搬送
- ・ 保護者へ連絡
- ・ 救援が来ない場合は教職員による応急手当・救援要請の継続
- ・ 直接学校が被害を受けた場合は、火災報知器等を用い外部に異変を伝える。救援の要請。
- ・ 生徒が帰宅できるかどうかの情報収集
- * 上記と並行して情報収集・伝達

12 落雷事故の防止について

- (1) 屋外での体育活動等において、指導者は落雷の危険性を認識し事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。特に、指導体制が変わった場合等にも対応に漏洩遺漏のないよう十分に留意すること。
- (2) 生徒においても、落雷の危険を感知した際には、ためらうことなく指導者に申し出るように指導すること。併せて、登下校中の対応についても留意すること。
- (3) なお、落雷の兆候やそれに係る対応等は以下の通り
 - ・ 熱い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する
 - ・ かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険がある
 - ・ 落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所(鉄筋コンクリートの建物、車、バス、列車の内部)に避難させる

13 部活動における安全対策マニュアル

1 はじめに

部活動においては、各競技種目の固有の危険事項について共通認識を持って指導に当たるとともに、事故等を未然に防ぐために必要な事項を理解する必要がある。

活動にあたっては危機管理意識を高め、安全管理体制を構築するとともに、各部の取組を確認のうえ、安全・安心な部活動を実施していくことが大切である。

2 学校における安全管理体制の構築

全教職員・外部指導者・生徒が部活動の意義や部活動方針を理解し、部活動におけるルール作りや情報共有等に、関わる全ての者の協力体制の下、組織的に取り組む。

(1) 学校の部活動に係る活動方針

毎年度、部活動の活動方針並びに活動のきまりを確認する。

(2) 安全に関する知識・技能の習得

部活動に関わる全ての者が、緊急時における心肺蘇生やAED、エピペン等の救急対応や熱中症予防に係る知識・技能の習得に取り組み、事故発生時の対応力を高め、安全管理体制を構築する。

[チェック項目]

- 部活動方針の作成と理解 救急法・AED等職員研修の実施

3 事故防止のための安全に配慮した適切な指導

(1) 生徒の健康観察、健康状態の把握

練習中や試合中の不慮の事故を避けるため、生徒の健康観察を行い、健康状態を把握した上で、生徒の発達段階や能力に応じて安全に配慮した適切な指導を行う。また、生徒の行動特性（注意力、認識力、運度能力等）や体質・既往症、常備薬・エピペン等の携帯についても把握する。

(2) 顧問不在時の対応、他の部顧問との連携

部活動は、顧問立ち会いの下に行うことが原則であり、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力し、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動する。

(3) 顧問不在時の練習内容の徹底

部顧問以外の教員が立ち会う場合や生徒が自主的に活動する場合は、危険性の低い内容とし、練習内容や練習方法を具体的に指示する。

[チェック項目]

- 生徒の健康観察、健康状態の把握
 顧問不在時の対応、他の部顧問との連携（会議の際の巡回指導）
 顧問等不在時の練習内容の徹底（基本練習に限る等危険性の低い内容等）

14 通学路又は学校周辺にクマ等害獣が出没した場合の対応について

- ① クマの出没情報について岩手県が行っている「いわてモバイルメール」等を活用して、クマの出没情報を把握する。 ※いわてモバイルメール URL: <https://www.highway.pref.iwate.jp/mobile/>
- ② 日頃からクマの出没情報に留意し、必要に応じて通学路の点検や変更をする。
- ③ クマに遭遇した際にとるべき行動について

- ・クマを見かけた際は、まず自分の安全を確保したうえで 110 番通報を行い、状況を報告する。
- ・遠くにクマがいることに気付いた場合は、落ち着いて静かにその場から立ち去る。
- ・近くにクマがいることに気付いた場合は、クマを見ながらゆっくりと後退し、落ち着いてクマとの距離をとる。(クマに背を向けて急いで逃げ出すことはしない)
- ・至近距離でクマと突発的に遭遇した場合は、クマによる直接攻撃を受ける可能性が高くなる。顔面・頭部が攻撃されることが多いため、両腕で顔面や頭部を覆い、直ちにうつぶせになり致命傷を避ける。
- ・親子連れの場合、母グマが攻撃行動をとることが多い。子グマが単独にいる場合でも、すぐ近くに母グマがいる可能性が高いため、速やかにその場から立ち去る。
- ・クマ撃退スプレーがある場合は、クマを十分に引き付けてからクマの顔に向かって噴射する。

(参考: 環境省自然環境局「クマ類の出没対応マニュアル」)

- ④ 学校周辺又は校外活動場所周辺でクマの出没が確認された場合の対応について

- ・学校周辺でクマの出没が確認されて生徒の安全を確保できない場合は、関係機関(警察・県教育委員会・盛岡市等)と協議の上、臨時休校となる場合がある。
- ・生徒登校後に、学校周辺でクマの出没が確認されて生徒の安全を確保できない場合には、学校から自宅まで保護者による自動車等での送迎を依頼することがある。
- ・生徒の校外活動場所周辺においてクマの出没が確認されて生徒の安全を確保できない場合は、その校外行事を延期又は中止とする。

15 生徒引率における緊急時の対応について

① クマの出没情報について岩手県が行っている「いわてモバイルメール」等を活用して、クマの出没情報を把握する。 ※いわてモバイルメール URL：<https://www.highway.pref.iwate.jp/mobile/>

② 日頃からクマの出没情報に留意し、必要に応じて通学路の点検や変更をする。

③ クマに遭遇した際にとるべき行動について

② 校外活動中の対応 校長は、校外活動中に災害等が発生した場合、引率責任者(当該活動の引率に当たる教職員を 統括する者)と連絡・協議の上、校外活動の中止及び児童生徒等の引渡し方法(学校に戻つての引渡し、又は現地での引渡し)を判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外活動中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。校外活動中止・引渡しの判断に際しては、情報収集で得られた情報及び引率責任者による現地 状況等の情報を基に、判断基準に準じて児童生徒等の安全を最優先した判断を下す。特に、現地 引渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全性にも配慮して慎重に 判断するものとする。校外活動の中止と引渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示する。災害対策本部(校長、副校長、教頭、事務長、防災主任)

○(現地引渡しの場合)現地引渡し場所の安全確認に関する報告を踏まえ、現地引渡し場所を決定 ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参・保護者の安全最優先(無理に引渡し場所に来ない) p. 23 (9)保護者等への対応 ① 被災児童生徒等の保護者への対応

<災害等発生時の連絡> ・校長は、災害・事故等が発生し児童生徒等が被災した場合、自ら又は他の職員に指示して、当該児童生徒等の保護者に速やかに連絡を入れる。第一報：災害・事故等発生後、速やかに災害等の概況、けがの程度、応急措置、応急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理にした上で、連絡する。第二報：災害等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。 <担当窓口の指名> ・校長は、災害・事故等が発生し被災した児童生徒等の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を指名する。ただし、上記の窓口担当者が災害等に直接関係した者である場合や保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、別の教職員を窓口担当に指名する。また、多数の生徒等・教職員が被災した場合など上記対応が困難な事態が生じた場合には、県教育委員会に支援を要請し、被害者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

※留意事項 ○被災児童生徒等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応に心がける。 ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育局への報告 引率責任者、引率教員 ○(現地引渡しの場合)事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部 への報告 ○引渡し準備(校外活動用引渡し用名簿の準備) ○児童生徒等の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動 ○災害・事故等に関する情報の継続的収集 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施・保護者等の確認(引渡し名簿記載の引取り者以外には、引き渡さない)・今後の連絡先、避難先等の確認・引渡しの記録(「引渡し確認・記録様式」を利用) ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○残っている児童生徒等の保護